

○中野市若者住宅条例

平成17年4月1日条例第155号

**改正**

平成20年12月26日条例第37号

平成22年9月27日条例第15号

中野市若者住宅条例

(設置)

**第1条** 若年者で構成する世帯に対して住宅を賃貸し、市内への定住を促進するため、若者住宅を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 若者住宅の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

| 名称      | 位置             |
|---------|----------------|
| 中野市若者住宅 | 中野市大字永江100番地28 |

(条件)

**第3条** 若者住宅を使用しようとする者は、次に掲げる条件を備えていなければならない。ただし、災害その他の理由により住宅に困窮していることが明らかで、市長が特に認める者にあつては、この限りでない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする夫婦（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第6号において同じ。）であること。
- (2) 45歳以下の者で構成する世帯であること。
- (3) 市長が定める基準の収入であること。
- (4) 将来にわたり中野市に居住すること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 若者住宅を使用しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（第12条において「暴力団員」という。）でないこと。

(募集)

**第4条** 市長は、若者住宅を使用しようとする者を募集することができる。

(使用許可の申請)

**第5条** 若者住宅を使用しようとする者は、市長に使用許可の申請をしなければならない。

(使用料)

**第6条** 若者住宅の使用料は、月額5万円を超えない範囲内において市長が定める。

(保証金)

**第7条** 若者住宅の使用を許可された者は、2月分の使用料に相当する金額の保証金を納めなければならない。

2 保証金には、利子を付けないものとする。

3 保証金は、使用の許可を受け若者住宅を使用している者（以下「使用者」という。）が住宅を明け渡すときに還付する。この場合において、使用者に未納の使用料、第10条に規定する修繕に要する費用又は損害賠償金があるときは、保証金のうちから控除して還付する。

(使用料の納付)

**第8条** 使用者は、市長が使用の指定をした日から若者住宅を明け渡した日（市長が定める手続を経ないで退去したときは、市長が認定する明渡しの日をいう。）まで、毎月、その月の分の使用料を納めなければならない。

(使用料の減免又は徴収猶予)

**第9条** 市長は、特に必要があると認めるときは、市長が定める基準に従い、当該使用者が納付すべき使用料を減免し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

(使用者の修繕義務等)

**第10条** 若者住宅の修繕に要する費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする。ただし、使用者の責めに帰すべき事由によって修繕の必要が生じたときは、使用者は市長の指示に従い、これを修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

2 使用者は、その責めに帰すべき事由によって当該若者住宅又は共同施設を滅失し、又は損傷したときは、市長の指示に従い、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(使用者の費用負担義務)

**第11条** 使用者は、その使用する若者住宅について、次に掲げる費用を負担しなければならない。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びごみの処理に要する費用
- (3) 共同施設の使用に要する費用

(4) 前3号に掲げるほか市長の指定する費用

(住宅の明渡し請求)

**第12条** 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用者に対し、若者住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為によって使用したとき。

(2) 使用料を2月以上滞納したとき。

(3) 若者住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。

(4) 正当な理由によらないで2月以上若者住宅を使用しないとき。

(5) 使用者である夫婦のいずれかに退去等（離婚した者及び離婚の届出をしないが事実上婚姻関係を解消したと同様の事情にある者を含む。）の事実が生じたとき。

(6) 市長が定める禁止事項に違反したとき。

(7) 使用者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

2 前項の規定により若者住宅の明渡しの請求を受けた使用者は、市長の指定する日までに当該若者住宅を明け渡さなければならない。この場合において、市長の指定する日までに明渡しをしない使用者は、当該指定日から明け渡した日までの使用料に相当する額の損害賠償をしなければならない。

(立入検査)

**第13条** 市長は、若者住宅の管理上必要があると認めるときは、市長の指定した者に若者住宅の検査をさせ、又は使用者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査においては、現に使用している若者住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該若者住宅の使用者の承諾を得なければならない。

(委任)

**第14条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の豊田村若者住宅条例（平成12年豊田村条例第36号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

**附 則**（平成20年12月26日条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の中野市若者住宅条例の規定に基づきなされている申請については、この条例による改正後の中野市若者住宅条例第3条の規定は、適用しない。

**附 則**（平成22年9月27日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

○中野市若者住宅管理規則

平成17年4月1日規則第120号

改正

平成21年3月25日規則第9号

平成22年9月27日規則第18号

平成25年3月22日規則第6号

中野市若者住宅管理規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、中野市若者住宅条例（平成17年中野市条例第155号。以下「条例」という。）第14条の規定により、中野市若者住宅（以下「若者住宅」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(基準の収入)

**第2条** 条例第3条第3号に規定する基準の収入は、若者住宅を使用しようとする者（以下「使用申込者」という。）及び同居する親族の総所得年額が780万円未満とする。

(募集の方法)

**第3条** 市長は、条例第4条の規定により、使用申込者の募集に当たっては、若者住宅の建設場所、戸数、規格、使用料、使用申込者の条件、申込方法、選考方法の概略、使用の時期その他必要な事項を公告するほか、広報等を通じて住民に周知するものとする。

(使用許可の申請等)

**第4条** 条例第5条に規定する若者住宅の使用許可の申請は、若者住宅使用申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 住民票
- (2) 所得の状況を証明する書類
- (3) 納税の状況を証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(使用許可者の選考及び決定)

**第5条** 市長は、条例第5条の規定による申請があった場合において、使用申込者の数が使用させる若者住宅の戸数を超えるときは公開抽選の方法により若者住宅の使用を許可する者（以下「使用許可者」という。）を決定するものとする。

2 市長は、前項の公開抽選の場合においては、使用許可者のほか、必要と認める数の補欠使用予

定者を決定し、順位を付することができる。

- 3 市長は、使用許可者の許可を取り消したとき又は現に使用している者が若者住宅を明け渡したときは、前項の規定により付された順位に従い補欠使用予定者のうちから使用許可者を決定しなければならない。

(使用の許可)

**第6条** 市長は、使用許可者に若者住宅使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

- 2 市長が、若者住宅の使用を許可する期間は5年間とする。
- 3 若者住宅の使用延長を希望し、条例第3条に掲げる条件を備えている使用者は、1回に限り使用の許可の申請をすることができる。
- 4 市長が、前項の規定による使用を許可する期間は2年間とする。

(使用の手続)

**第7条** 使用許可者は、市長が指定する日までに、次に掲げる手続をして若者住宅を使用しなければならない。

- (1) 独立の生計を営み、かつ、使用許可者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人と連署した若者住宅使用誓約書（様式第3号）に連帯保証人の所得の状況を証明する書類を添えて市長に提出すること。
- (2) 条例第7条に定める保証金を市に納入すること。
- 2 使用許可者は、やむを得ない事情により、前項に規定する日までに使用することができないときは、あらかじめ市長にその旨を申し出て、改めて使用すべき日の指定を受けなければならない。
- 3 市長は、使用許可者が、第1項若しくは前項に規定する日までに第1項各号の手続をしないで使用したとき、正当な理由がなくて市長が指定する日から10日以内に使用しないとき、又は婚約予定者が3月以内に同居しないときは、第6条第1項の規定による使用の許可を取り消すことができる。

(使用料の額)

**第8条** 条例第6条に規定する使用料の額は、若者住宅使用料表（別表第1）とする。

(使用料の納付期日)

**第9条** 条例第8条に規定する使用料の納付期日は、毎月の末日とする。ただし、月の途中で使用し、又は明け渡した場合においては、当該月の使用料は、日割によって算出し、その納付期日は、月の途中で使用したものにあつてはその月の末日までとし、月の途中で明け渡した場合にあつてはその日までとする。

(明渡しの際の手続)

**第10条** 条例第8条に規定する市長が定める手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 使用者が若者住宅を明け渡そうとするときは、20日前までに市長に届け出て市長の指定する者の検査を受けること。
- (2) 使用者が市長の承認を得て若者住宅を模様替えし、又は増築したときは、前号の検査のときまでに使用者の費用で原状回復又は撤去を行うこと。

(使用料の減免又は徴収猶予)

**第11条** 条例第9条の規定により使用料の減免又は徴収猶予ができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 使用者が災害により著しく損害を受けたとき。
- (2) 市長が特別の事情があると認めたとき。

2 条例第9条に規定する市長が定める基準は、別表第2のとおりとする。

3 使用料の減免又は徴収猶予は、若者住宅使用料減免（徴収猶予）申請書（様式第4号）の提出により行うものとする。

(滅失又は損傷の届出)

**第12条** 条例第10条第2項の規定により若者住宅又は共同施設を滅失し、又は損傷したときは、若者住宅（共同施設）滅失（損傷）届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(使用者の禁止事項)

**第13条** 条例第12条第1項第6号に規定する市長が定める禁止事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 若者住宅を他の者に貸し、又はその使用の権利を他の者に譲渡しないこと。
- (2) 若者住宅を住宅以外の用途に使用しないこと。
- (3) 市長の承認を得ないで若者住宅を模様替えし、又は増築しないこと。

2 前項第3号の規定による市長の承認を得ようとするときは、若者住宅模様替（増築）承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(明渡しの届出)

**第14条** 第10条第1号に規定する明渡しの届出は、若者住宅明渡届（様式第7号）によるものとする。

(補則)

**第15条** この規則に定めるもののほか、若者住宅の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の豊田村若者住宅管理規則（平成13年豊田村規則第1号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成21年3月25日規則第9号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月27日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月22日規則第6号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第8条関係）

若者住宅使用料表（月額・1戸につき）

|    |         |
|----|---------|
| A号 | 47,000円 |
| B号 | 45,000円 |
| C号 | 45,000円 |
| D号 | 47,000円 |
| E号 | 47,000円 |
| F号 | 45,000円 |
| G号 | 45,000円 |
| H号 | 47,000円 |

#### 別表第2（第11条関係）

##### 1 減免の基準

| 区分                   | 減免すべき場合                          | 減免額     | 減免期間           |
|----------------------|----------------------------------|---------|----------------|
| 使用者が災害により著しく損害を受けた場合 | 使用者の収入（同居の親族の収入を含む。）から災害により直接受けた | 市長が定める額 | 同一会計年度内で市長が相当と |



|                   |  |    |       |
|-------------------|--|----|-------|
|                   | 損害額で市長が認める額を控除した額が生活保護法（昭和45年法律第144号）に基づく保護の基準に相当するものとして市長が定める基準額以下となったとき。 |    | 認める期間 |
| 市長が特別の事情があると認めた場合 | 市長が必要と認めるとき。   | 同上 | 同上    |

## 2 徴収猶予の基準

1 に準ずる場合で徴収猶予すべきものと市長が認めるときにおいて、その都度市長が定める期間

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第11条関係）

様式第5号（第12条関係）

様式第6号（第13条関係）

様式第7号（第14条関係）